

Ⅲ 届出事項一覧表

提出は店舗所在地の地域振興局へお願いします。

区分	届出事項	根拠法令等	届出時期	届出様式	提出部数	添付書類	備考
計画概要書	大規模小売店舗の新設又は変更の届出を予定する場合	要綱第2	届出の2月前を目途	作成要領様式	県10部 市町村3部		・県、出店地の市町村、警察署、道路管理者等から情報提供及び助言を受け、作成してください。
新設の届出	新たに、大規模小売店舗を設置しようとする場合 (1) 店舗の名称及び所在地 (2) 建物設置者及び小売業者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者名 (3) 店舗の新設日 (4) 店舗面積の合計 (5) 施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等保管施設の位置及び容量 (6) 施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客用駐車場の利用可能時間帯 ・駐車場の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法第5条第1項	開店予定日の8月前	省令様式第1	14部	(1) (法人)法人の登記事項証明書、(個人)住民票の写し (2) 主として販売する物品の種類 (3) 建物の位置及び店舗の用に供される部分の配置図面 (4) 必要駐車台数算出の予測結果及び算出根拠 (5) 駐車場の出入口の数、位置、設定の説明資料 (6) 自動車案内経路及び案内方法 (7) 商品の搬出入を行う自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 (8) 遮音壁の位置及び高さを示す図面 (9) 冷却塔、冷暖房施設の室外機、送風機の稼働時間及び位置を示す図面 (10) 等価騒音レベルの予測結果及び算出根拠 (11) 夜間に騒音が発生する場合の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果及び算出根拠 (12) 廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及び算出根拠	
変更の届出	次の届出事項の変更をした場合 (1) 店舗の名称 (2) 店舗の所在地 (3) 建物設置者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者名 (4) 小売業者の氏名又は名称、住所、法人の場合は代表者の氏名	法第6条第1項	変更後遅滞なく(2週間以内)	省令様式第2	5部	必要に応じ、(3)の変更の場合は法人の登記事項証明書、(4)の変更の場合は図面等	・店舗の所在地の変更とは、形式的な番地変更を指し、実質上の移転に当たる場合は法第5条第1項の新設の届出が必要となります。 ・小売業者の氏名又は名称の変更とは、小売業者の出退店も含まれます。
	次の届出事項を変更しようとする場合 (1) 店舗の新設日 (2) 店舗面積の合計 (3) 施設の配置に関する事項 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等の保管施設の位置及び容量 次の届出事項を変更しようとする場合 (1) 施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻及び閉店時刻 ・来客用駐車場の利用可能時間帯 ・駐車場の出入口の数及び位置 ・荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	法第6条第2項	変更しようとする日の8月前 あらかじめ届出	省令様式第3	14部	新設の届出の添付書類(2)～(12)のうち、変更に係るもの	<届出不要の変更> ・次の変更については、届出の必要はありません。 (1) 一時的な変更(※) (2) 店舗の新設日の繰下げ (3) 県が意見を有しない旨を通知した場合における店舗の新設日の繰上げ (4) 店舗面積の合計の減少 (5) 届出している店舗面積の合計の1割以内の面積の増加(店舗面積10,000㎡超の店舗は、1,000㎡の増加まで) (6) 駐車場及び駐輪場の収容台数の増加 (7) 荷さばき施設の面積の増加 (8) 廃棄物等保管施設の容量の増加 (9) 小売業者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ ※一時的な変更とは、通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは、特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための仮の変更をいう。 (例) ・事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更 ・特別な行事が行われる時期における開閉店時刻の変更 ・店舗付近の道路工事に伴う駐車場出入口の位置の変更等

区 分	届 出 事 項	根拠法令等	届出時期	届出様式	提出部数	添 付 書 類	備 考
既存店の変更届出	既存店において、最初に次の事項を変更しようとする場合 (1) 店舗面積の合計 (2) 施設の配置に関する事項の変更 ・駐車場の位置及び収容台数 ・駐輪場の位置及び収容台数 ・荷さばき施設の位置及び面積 ・廃棄物等保管施設の位置及び容量	法附則第5条第1項及び第3項	変更しようとする日の8月前	省令様式第8号	14部	(法人)法人の登記事項証明書、(個人)住民票の写し 新設の届出の添付書類(2)～(12)のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 「既存店」とは、法施行(H12.6.1)前に、小売業を行うための店舗面積の合計が1,000㎡を超えて開店していた店舗(生協、農協を含む)をいいます。 当該変更届出の場合は、変更に係る事項と併せ、それ以外の法第5条第1項に掲げる届出事項(新設日を除く)についても届出してください。ただし、審査の対象となるのは、変更に係る事項のみです。 当該変更届出の場合は、「届出不要の変更」に該当するものであっても、届出が必要です。
	(1) 施設の運営方法に関する事項 ・小売業者の開店時刻、閉店時刻 ・駐車場を利用できる時間帯 ・駐車場の出入口の数、位置 ・荷さばき施設において、荷さばきを行うことができる時間帯		あらかじめ届出				
軽微変更承認申請	省令第8条の規定による軽微な変更	要綱第3第1項	法第6条第2項届出時	要綱様式第1号	3部	附属施設の変更前・変更後の位置がわかる図面	<ul style="list-style-type: none"> 附属施設の位置の変更であって、店舗周辺的生活環境に与える影響が変更前後で変化しないこと。
説明会の開催	説明会開催の通知	要綱第7第2項	説明会開催公告と同時	口頭又は任意の様式			<ul style="list-style-type: none"> 県及び市町村に通知してください。 開催公告が、市町村の公報又は広報紙への掲載による場合は、市町村に対する通知は不要です。
	要旨揭示承認	要綱第6第1項	法第6条第2項届出時	要綱様式第3号	3部		<ul style="list-style-type: none"> 変更が、店舗周辺的生活環境に与える影響がほとんどないため、説明会の開催の代わりに届出等の要旨の揭示で足りるもの。
	要旨揭示報告	要綱第6第4項	要旨揭示の承認通知を受理してから2週間以内	要綱様式第5号	3部	揭示場所が分かる図面及び揭示の様子がわかる写真	<ul style="list-style-type: none"> 届出事項等の要旨は、大規模小売店舗変更計画概要書(要綱様式第4号)により記載し、店舗の敷地内の見やすい場所に揭示してください。
	説明会実施状況報告	要綱第8	説明会開催後速やかに	要綱様式第6号	3部	説明会で配布した資料及び出席者名簿	
	説明会開催不能承認	要綱第9第1項	届出から2月以内	要綱様式第7号	3部		
県の意見を踏まえた変更届出	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第8条第7項	—	省令様式第5号	14部	添付書類のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出の提出期限については、特に法の定めはありませんが、「施設の運営方法に関する事項」を除き、当該届出から2月経過した後でなければ、開店・変更ができません。
届出事項を変更しない旨の通知	県の意見を踏まえ、届出事項を変更しない場合	法第8条第7項 要綱第11	—	要綱様式第9号	14部	必要に応じて資料を添付してください。 県の意見を踏まえ、添付書類のみを変更する場合は、変更前・変更後の添付書類を併せて提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 通知には、変更しない理由を付してください。 通知の提出期限については特に法の定めはありませんが、「施設の運営方法に関する事項」を除き、当該届出から2月経過した後でなければ、開店又は変更ができません。
県の勧告を踏まえた変更届出	県の勧告を踏まえ、届出事項を変更しようとする場合	法第9条第4項	—	省令様式第6号	14部	添付書類のうち、変更に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 届出の提出期限については、特に法の定めはありませんが、当該届出の前に開店又は変更を行った場合は、勧告に従わなかったものとみなされます。
承 継	大規模小売店舗の設置者の地位を承継した場合 ・大規模小売店舗を譲り受けた場合 ・建物設置者に相続があった場合 ・建物設置者に合併があった場合	法第11条第3項	承継後遅滞なく(2週間以内)	省令様式第7号	3部	大規模小売店舗の譲渡、建物設置者の相続又は合併を証する書類(建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等)	<ul style="list-style-type: none"> 承継後の建物設置者が届出してください。
廃止の届出	店舗面積を1,000㎡以下にしようとする場合	法第6条第5項	店舗面積の合計を1,000㎡以下とする日まで	省令様式第4号	3部	(既存店の場合)建物の登記事項証明書	